寒川広域リサイクルセンター

長期包括運営責任業務委託事業

実 施 方 針

平成 25 年 7 月

寒川町

目　次

寒川町（以下「町」という。）は、寒川広域リサイクルセンター長期包括運営責任業務委託事業（以下「本事業」という。）を実施する。

本実施方針は、本事業を実施する民間事業者の選定にあたり、次のとおり実施方針を定めるものである。

１．事業概要に関する事項

１.１．事業内容

(1) 事業名

寒川広域リサイクルセンター長期包括運営責任業務委託事業

(2) 施設の概要

施設名称：　寒川広域リサイクルセンター

立地場所：　寒川町宮山 2524 番地

施設の概要は以下のとおり。

施設名称	寒川広域リサイクルセンター
所在地	神奈川県高座郡寒川町宮山 2524
敷地面積	12,063.90 ㎡
建築面積	約 2,991 ㎡（リサイクル棟）
延床面積	約 4,199 ㎡（リサイクル棟）
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
竣工	平成 24 年 3 月
工事監理	株式会社日産技術コンサルタント
設計・施工	新明和工業株式会社
施設規模	55.5t/日（7.5 時間稼働）
処理対象物	びん、かん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、古紙類、金属類、廃食用油、衣類・布類

(3) 施設等の管理者

寒川町長　木村俊雄

(4) 事業目的

本事業は、町が事業者として選定した企業若しくは企業グループ（以下「優先交渉権者」という。）が設立する特別目的会社（以下「運営事業者」又は「SPC」という。）と事業契約を締結し、町と茅ヶ崎市（以下「市」という。）が共同で整備した資源物の

中間処理施設である「寒川広域リサイクルセンター」（以下「本施設」という。）について、民間のノウハウを活用し、効率的な運転、最適な維持管理を行うことを目的とする。

(5)　事業概要

本事業は、本施設の運営維持管理をはじめ、敷地内に係る一切の業務を包括的に運営事業者に委託する。本事業の構造は次の図のとおりである。

収集　搬入　中間処理　搬出　販売

リサイクル対象物

資源物置場

びん類
かん類
ペットボトル
金属類
廃食用油
プラスチック製容器包装
衣類・布類

古紙類
再生業者へ搬入

自治会　委託業者

町・市

住民

●リサイクルセンター

びん類
かん類
ペットボトル
プラスチック製容器包装
選別・圧縮

衣類・布類
金属類
廃食用油
古紙類（直接搬入のみ）
選別・貯留

不適物

受託業者
（長期）

各資源再生業者

受託業者

各資源再生業者に売却

びん類
かん類
ペットボトル
プラスチック製容器包装
衣類・布類
金属類
廃食用油
古紙類

不適物

町指定施設へ搬入

平成24年度　取引実績事業者
三栄ガラス(株)・(有)飯塚商店・ウツミリサイクルシステムズ(株)・新日本製鐵(株)
(有)活用社・(株)YAMANAKA・ナカノ(株)・(株)鈴木油脂・(有)寒川紙業
茅ヶ崎市資源分別回収協同組合・(株)リンクス

ア　事業期間等

事業期間、事業準備期間、運営期間、乖離請求期間[1]は、次のとおりとする。

(ｱ)　事業期間　：契約締結日から平成 44 年 3 月 31 日まで

(ｲ)　事業準備期間：平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日まで

(ｳ)　運営期間　：平成 26 年 7 月 1 日から平成 44 年 3 月 31 日まで

(ｴ)　乖離請求期間：平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日まで

イ　契約の形態

[1] 乖離請求期間とは、受託者が本施設に係る募集要項の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合には、これら乖離に基づく費用負担等を町と協議し、請求することができる期間をいう。

町は、運営事業者と本事業に関し、事業契約を締結する。

ウ　協定書の締結

町は、本事業の公募前までに、本施設の整備を行った工事請負企業（以下「施工企業」という。）と添付資料(1)に示す条件を含む協定書の締結を予定している。

(6)　関連法令等の遵守

運営事業者は、本事業の実施に当たり、資源物等の処理及び本施設の運営維持管理業務に係る関連法令等を遵守するものとする。

(7)　事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、次のとおり予定している。

ア	実施方針の公表	平成 25 年 7 月 31 日
イ	事業者選定の公表	平成 25 年 9 月
ウ	事業者の選定	平成 26 年 2 月
エ	契約協議	平成 26 年 2 月～3 月
オ	特別目的会社の設立及び契約締結	平成 26 年 3 月
カ	事業準備の開始	平成 26 年 4 月 1 日
キ	本事業の開始	平成 26 年 7 月 1 日
ク	本事業の終了	平成 44 年 3 月 31 日

１.２.　運営事業者が実施する業務の概要

(1)　運営事業者が実施する業務範囲と主な業務内容

本事業は、町及び市の収集した資源物及び住民（事業者を除く）が直接、本施設に搬入する資源物の処理を中心とした、本施設の敷地内におけるすべての業務を包括的に委託するものである。したがって、業務範囲は、本施設の敷地内で発生するすべての業務とする。

本事業において、運営事業者と町の主な業務分担は、次の表のとおりとする。

No	区分	業務内容	所掌範囲		備考
			町	受託者	
1	運営全般業務	ごみ処理基本計画等の作成	○		
		施設管理	○		
		近隣等の外部対応	○		
		国・県等への各種報告	○	△	
		施設見学者・行政視察等の対応	△	○	
		環境学習イベント等の運営業務	△	○	
		来訪者及び各種問い合わせ等の対応		○	
		土曜日及び祝日における運営業務		○	
		ホームページ等の作成・更新	○		
		行政財産許可関係	○		
2	搬出入・受付管理業務	資源物の収集・運搬	○		
		一般持込者受付・確認・誘導		○	
		搬入車輌の計量・記録・確認		○	
		搬出車輌の計量・記録・確認		○	
		搬入物の計量・記録・確認		○	
		搬入禁止物・不適物の確認、指導	△	○	
		プラットホームでの車輌の誘導・指示		○	
		処理不適物の搬出		○	
		資源化物の搬出車輌への積み込み・搬出	○	△	
		処理不適物等搬出車輌の準備　・整備		○	
		資源物持ち込みによる料金徴収		○	現在は徴収していない
3	運転管理業務	年間運転計画の策定		○	
		年間施設修繕・保全計画の作成		○	
		運転管理（監視・操作・点検・測定）		○	
		資源物の選別・圧縮・梱包・保管業務		○	
		資源化物の売却	○		
		ユーティリティの管理業務（電気・上下水道・燃料・薬剤等）		○	
		資源化物の性状分析		○	
4	維持管理業務	建物・建築設備に関する維持管理業務		○	
		消耗品・予備品の調達・管理		○	
		施設内機器点検整備		○	
		施設内機器修繕		○	
		設備性能維持保全		○	
		施設の計画修繕		○	
		施設の主要機器の更新		○	
		備品、什器類、展示物に関する維持管理業務		○	
5	環境管理業務	騒音・臭気・排水等の測定分析		○	
		作業環境測定		○	
6	データ管理業務	運転管理データ（搬入搬出量・品質・騒音規制値・機器点検等）		○	
		保守管理データ（定期点検・補修・部品納入等）		○	
		設計図書類	○		
7	施設性能の確認検査業務	精密機能検査		○	
8	その他関連業務	安全衛生管理		○	
		警備業務（防火・防犯）		○	
		清掃業務（敷地内全域）		○	
		エレベータ管理業務		○	
		植栽管理（敷地内全域）		○	
		事業準備		○	

※　表内において、○は主に担うものを表し、△は協力するものを表す。

(2)　特別目的会社の設立

優先交渉権者選定後、優先交渉権者は、速やかに特別目的会社を設立し、本事業の事業契約を締結する。

(3)　学習計画書の作成

運営事業者は、事業準備期間開始までに、事業準備期間における本施設の視察及び書類確認の計画書（以下「学習計画書」という。）を提出し、町に確認を受けるものとする。

(4)　運営維持管理業務の準備業務（事業実施計画書の作成）

運営維持管理業務に係る事業実施計画書を提出し、町に確認を受けるものとする。事業実施計画書の構成等の詳細は、要求水準書（案）に示す。

(5)　本施設の運営維持管理業務

ア．　搬出入管理業務

搬出入管理業務とは、運営維持管理業務のうち、資源物の受入及び資源化物等の搬出に係る業務をいう。詳細は、要求水準書（案）に示す。

イ．　運転管理業務

運転管理業務とは、運営維持管理業務のうち、運転、ユーティリティの確保、日常点検等、本施設の運転に係る業務をいう。詳細は、要求水準書（案）に示す。

ウ．　維持管理業務

維持管理業務とは、運営維持管理業務のうち、定期点検・整備、部品等の調達、各種修繕・補修等、本施設の維持管理に係る業務をいう。詳細は、要求水準書（案）に示す。

エ．　その他運営維持管理に関わる業務

その他の運営維持管理に関わる業務の詳細は、要求水準書（案）に示す。

(6)　その他の付帯業務

ア．本施設の見学者対応及び行政視察対応を行うこと。

イ．地元対応へ協力すること。

(7)　事業期間終了時の取扱い

町は、事業期間終了後も本施設を継続して使用する予定であるため、町ないしは町が指定する第三者への引継ぎが可能となるよう、運営事業者は要求水準書（案）に示す業務を行う。

１.３．町が実施する業務の範囲

町が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(1)　処理対象物となる資源物の搬入

町及び市が収集する資源物で、処理対象物となるものは、自らの責任と負担において、本施設に搬入する。

(2)　資源化物の搬出・売却

町は、資源化物を自らの責任と負担において搬出・売却・処分する。

(3)　本事業の実施状況監視

町は、運営事業者から報告を受けたセルフモニタリング結果を確認する。必要に応じて事業実施計画書を本施設の現状に即した内容に改定するよう求める。

(4)　見学者及び行政視察への対応の支援

町は、運営事業者が行う本施設の見学者対応及び行政視察などへの対応を支援する。

(5)　委託費の支払

町は、募集要項に定める支払条件に基づき、本施設の運営維持管理業務に要する対価（以下「委託費」という。）を運営期間にわたって運営事業者に支払う。

２．募集及び選定に関する事項

２．１．　募集及び選定スケジュール（予定）

本事業は、公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者を選定する。現時点において計画する民間事業者の募集及び優先交渉権者の選定スケジュールは、次のとおりである。

(1)	事業者選定の公表	平成25年9月
(2)	募集要項（第１部）の公表	平成25年9月
(3)	資格審査申請書の受付締切	平成25年10月
(4)	資格審査結果の通知	平成25年10月
(5)	募集要項（第２部）の送付	平成25年10月
(6)	現地視察の実施	平成25年11月
(7)	募集要項に対する質疑回答	平成25年9月～11月
(8)	提案書類の提出	平成25年12月
(9)	形式審査の実施	平成26年1月
(10)	非価格要素審査及び価格審査の実施	平成26年2月
(11)	総合評価の実施	平成26年2月
(12)	事業者の選定	平成26年2月
(13)	契約協議	平成26年2月～3月
(14)	契約締結	平成26年3月

２．２．応募者の参加資格要件等

公募型プロポーザルに参加する企業又は応募グループは、以下の資格要件を全て満たすものとする。また、町は応募者の資格を確認するため、資格審査を行う。

(1) 応募者の構成

ア　応募者は、本施設の運営維持管理業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。また、応募者は、応募企業又は応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

イ　応募企業又は構成員（構成企業のうち、特別目的会社に対し、出資を行う者をいう。以下同じ。）は、出資を行い特別目的会社を設立する。

ウ　応募グループにあっては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、応募企業は代表企業を兼ねるものとする。

エ　応募者は、応募にあたり、応募企業、構成員又は協力会社（構成企業のうち、特別

目的会社に出資しない者をいう。以下同じ。）を明らかにする。

オ　代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情があると町が認めた場合は、この限りではない。

カ　応募企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、構成員又は協力会社となることはできない。

キ　応募者は、他の応募者の応募企業、構成員又は協力会社の関係会社に該当する企業を、応募企業、構成員又は協力会社とすることはできない。また、応募者は、応募企業、構成員又は協力会社の関係会社が、他の応募者の応募企業、構成員又は協力会社とならないようにしなければならない。なお、本実施方針において、「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項に規定する関係会社をいう。

ク　同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

⑵　応募者の参加資格要件等

ア　共通の参加資格要件

応募企業、構成員又は協力会社はすべて、次の要件を満たさなければならない。

(ｱ)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。また、本件の公募の日前、2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、又は 6 か月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出していない者であること。

(ｲ)　かながわ電子入札共同システムを通して名簿に登載されている者であって、本事業の資格審査申請書等の提出日から契約締結の日までの期間に、寒川町指名停止に関する取扱基準（昭和 52 年 7 月 1 日）に基づく指名停止を受けている者でないこと。

(ｳ)　公告日直前に終了した事業年度（1 年分）に係る法人税、都道府県税及び事業税、市町村民税の滞納がない者であること。

(ｴ)　寒川町暴力団排除条例（平成 23 年寒川町条例第 11 号）第 2 条第 1 号から第 3 号及び第 5 号に該当しない者であること。

(ｵ)　会社法（平成 17 年法律第 86 号）施行前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、会社法第 511 条に基づく特別清算開始の申立て、旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225

号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、旧会社更生法又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。

(ｶ)　本事業に関する町のアドバイザー業務を受託した株式会社日本総合研究所及び同協力事務所である西村あさひ法律事務所又は当該受託者と関係会社の関係のある者でないこと。

(ｷ)　本事業の審査を行う寒川広域リサイクルセンター長期包括運営責任業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員と、関係のある者でないこと。

イ　運営維持管理業務に係る実績

本施設の運営維持管理業務の実施にあたり、応募者に求める実績は以下のとおりである。応募グループで参加する場合には、応募グループとして、以下のすべての要件を満たせばよいものとする。

- 手選別工程を含むリサイクル施設の運転実績を1年以上有すること。
- 手選別工程を含むリサイクル施設の維持管理実績を有すること。
- 手選別工程を含むリサイクル施設の班長又はそれに次ぐ職務の経験者を各班に配置できる体制を有すること。

２.３. 応募者の審査及び優先交渉権者の選定

本事業における応募者の審査及び優先交渉権者の選定は公募型プロポーザル方式により行うものとし、選定基準及び選定方法は次により行うものとする。

(1)　審査委員会の設置

株式会社日本総合研究所は、寒川町から受託している本事業に関するアドバイザリー業務の推進に当たり、優先交渉権者の選定等、町が必要な事項を検討するにあたり有識者による助言を受けるため、審査委員会を設置する。

委　　員	所　　属
河邊　安男	一般財団法人日本環境衛生センター　理事
佐藤　長英	西村あさひ法律事務所　弁護士
藤井　美文	文教大学国際学部　教授
木内　幸	寒川町環境経済部　部長
高橋　里幸	茅ヶ崎市環境部　部長

(2)　優先交渉権者選定基準

優先交渉権者の選定基準は次のとおりとし、評価項目等の詳細については募集要項

に定めるところによる。なお、以下に示すものは現時点で町が検討しているものであり、募集要項公表時には変更になる場合もある。

ア　価格要素

本施設の運営維持管理費（人件費、用役費、維持補修費、その他費用）

イ　非価格要素

(ｱ)　業務実施体制

(ｲ)　運転管理業務に係る計画

(ｳ)　施設の長寿命化に向けた維持管理の考え方

(ｴ)　維持管理業務に係る計画

(ｵ)　リスクへの対応能力

(ｶ)　地域への配慮

(3)　優先交渉権者選定方法

事業者の選定は、次の手順により実施するものとし、評価方法等の詳細は募集要項に定めるところによる。

ア　第１段階：資格審査

資格審査は、応募者から提出された資格審査申請書類等を基に、応募者が 2.2（2）「応募者の参加資格要件」に示した要件を満たすことを確認する。参加資格要件を満たすことが確認された応募者のみ、次段階の形式審査に参加できるものとする。

イ　第２段階：形式審査

形式審査は、第１段階を通過した応募者から提出された提案書類について、技術提案書が技術的観点から見て町の要求する水準を満足する内容であること、事業計画書が事業としての妥当性を有していること、提案価格が予定価格を上回っていないことの確認を行うものとする。これらを満たすことが確認された応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格審査に参加できるものとする。

ウ　第３段階：非価格要素審査及び価格審査

非価格要素審査では、応募者の提案のうち、優先交渉権者選定基準に沿った視点で審査委員会において検討を行い、町による非価格要素点の算定に当たり助言を行うこととする。非価格要素の審査基準や点数化の方法等については、募集要項に定めるところによる。

また、価格審査では、価格提案書に記載の金額が予算価格以内であることを条件として各社の提案価格を一定の算定式に基づき、点数化して価格点を算定する。価格の点数化方法については募集要項に定めるところによる。

エ　第４段階：総合評価

ウの非価格要素点と価格点とを加算して総合評価点を算出し、最も高い総合評価点を得た応募者を優先交渉権者として選定する。総合評価点の算出方法等については、

募集要項に定めるところによるものとする。

⑷　優先交渉権者の選定

町は、審査委員会の検討・助言を踏まえ優先交渉権者を選定し、その結果を応募者に通知する。優先交渉権者との協議が不調に終わったときは、町は総合評価点の順位に基づいて次点者（次点者との協議が不調に終わったときは次次点者、以下同様とする。）の応募者と協議することができるものとする。

⑸　審査結果の公表

町は、優先交渉権者の選定後、優先交渉権者及び審査結果を取りまとめて公表するものとする。

２.４.　応募に係る提出書類

応募者は次の書類を提出するものとし、詳細については募集要項に定めるところによる。

⑴　資格審査申請時の提出書類

ア　資格審査申請書

イ　参加資格確認資料

⑵　資格審査合格後の提出書類（提案書類）

ア　技術提案書

イ　事業計画書

ウ　価格提案書

２.５.　事業者選定後の手続

⑴　基本契約の締結

町と優先交渉権者は、基本契約を締結する。

⑵　特別目的会社の設立

優先交渉権者は、町が優先交渉権者として選定した後速やかに、特別目的会社を設立することとする。この場合、応募企業及び構成員以外の者からの特別目的会社への出資は認めない。

⑶　契約協議

町と優先交渉権者は、事業契約締結のため必要な契約内容の協議を行うものとする。

⑷　契約の締結

町は、特別目的会社と寒川広域リサイクルセンター長期包括運営責任業務委託に係

る事業契約を締結する。

2.6. 著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、町は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、町に提出された資料は、寒川町情報公開条例等の法令に基づき、公開されることがある。

なお、契約に至らなかった応募者の提出書類については、本事業者選定の目的以外には使用しないが返却はしない。

３．町の応募者等に対する情報等の提供に関する事項

３.１． 公募段階

⑴　資料等の提供及び閲覧等

　資格審査を通過した応募者は、守秘義務に係る誓約書を提出することを前提として、町の保有する本施設に関する資料のうち、町が必要と判断する資料の提供を受けること及び閲覧をすることができる。なお、各資料の詳細については募集要項に定めるところによる。

⑵　本施設の現地視察等

　資格審査を通過した応募者は、町が必要かつ合理的と認める方法により、本施設の視察を行うことができる。なお、本施設の視察の詳細については募集要項に定めるところによる。

３.２． 事業準備期間

運営事業者は、町に提出して確認を受けた学習計画書に基づき、町が保有する本施設に関する書類等の確認及び本施設の視察を行うものとする。また、運営事業者は、本施設に関して書面で質問することができ、町は取扱説明書又は各種作業の報告書等、施工企業等が提出した資料に記載されている範囲内で回答するものとする。その詳細については募集要項に定めるところによる。

４．受託者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

４.１． 想定されるサービスの水準・仕様

運営事業者は、募集要項等及び提案書類に基づく諸条件を踏まえ、運営期間にわたり、本施設の要求水準が満たせるよう、必要かつ適切な運営維持管理業務を行うものとする。また、事業期間終了後 5 年程度にわたり、本施設の機能及び性能が維持できるよう、運営期間における維持管理業務を行うものとする。

４.２． 想定されるリスク及び分担

(1) 基本的な考え方

本施設の運営維持管理業務上のリスク回避及び防止に係る責任は原則として運営事業者が負うこととし、町が責任を分担すべき合理的な理由がある事項に限って町が負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

町と運営事業者のリスク分担は、原則として添付資料(2)「事業に係るリスク分担」の表によるものとする。

４.３． 町による事業の実施状況の監視

(1) 基本的な考え方

町は、運営事業者による本施設の運営維持管理業務の状況が要求水準を満たしていることを確認するため、本施設の運営維持管理状況の監視を行う。また、運営事業者は、運営期間及び事業期間終了後 5 年間にわたり、本施設の要求水準が満たせるよう、運営期間内において適切な運営維持管理業務を行うものとし、これを実現するため、事業実施計画書を提出し、町の確認を受けるものとする。

(2) 運営維持管理業務の監視に関する考え方

町は、運営事業者と本施設の運営維持管理の方法について協議を行い、また運営維持管理の状況を確認し、必要に応じて事業実施計画書を本施設の現状に即した内容に改定するよう運営事業者に求めることができるものとする。本施設の運営維持管理状態の監視により、事業契約で定められた要求水準を満たしていないと判断される場合には、町は運営事業者に改善を要求し、委託費の減額等の措置を運営事業者に対して講じるものとする。

(3) 運営維持管理の監視の方法

監視は、事業契約で定められた頻度、方法に従って行うものとし、必要に応じて本施設への立ち入りを行う。また、必要に応じて、町は、自らの負担で、本施設に係る追加の計測・分析を行うことができるものとする。その他、町は、周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査することができるものとする。

(4)　事業期間終了時の考え方

町は、事業期間終了前までに、事業期間終了後 5 年程度にわたる本施設の機能及び性能を維持するための説明を求め、必要に応じ、事業実施計画書の改訂ならびに適切な維持管理を求めることができる。また、運営事業者は、事業期間終了時において、本施設の要求する水準を満足することを確認するため、第三者に委託して、機能及び性能に係る確認検査を実施し、町はその結果を確認する。確認検査の内容は、精密機能検査に準ずるものとする。

確認検査実施時に本施設の要求する水準を満たさないことが明らかとなった場合には、委託費の支払いを留保し、施設の改善・合格を条件に、留保した委託費を支払う。

また、運営事業者は、事業期間終了後 1 年の間に、本施設に関して運営事業者の運営維持管理等に起因する性能未達が発生した場合には、自らの負担で修繕等必要な対応を行う。

５．事業実施計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

町と運営事業者は、事業実施計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて誠意をもって協議するものとする。この場合、協議の不調等による事業契約等に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

６．事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

６.１．基本的な考え方

本事業では、事業契約等の諸規定に基づき、事業期間終了時まで運営維持管理業務が適切に実施される必要がある。このため、事業契約書等には、事業期間において本事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻又はそのおそれが生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、それらの規定に基づき、迅速かつ適切に対応するものとする。町・運営事業者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合及び運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、町は運営事業者に一定の猶予期間を与え、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。ただし、本施設で行う資源物の処理に重大な遅延等のおそれがある場合又は運営事業者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合は、町は、運営事業者との事業契約を解除し、本施設の運営維持管理業務を実施する新たな民間事業者を募集することができる。

６.２．契約保証金等

町は、事業の継続が困難となった場合、本施設で行う資源物の処理に重大な遅延等のおそれがある場合、あるいは運営事業者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合を想定し、運営事業者又は構成員に契約保証金を設定させ、係る損害への担保とする。この場合、運営事業者又は構成員が負う違約金債務等の責任限度の詳細については、募集要項に定めるところによるものとする。

７．その他本事業の実施に関し必要な事項

７.１． 実施方針に関する意見・質問の受付

本実施方針に関する意見や質問がある場合は、次のとおり、実施方針に関する意見・質問書を郵送又はＦＡＸ若しくは電子メールにより、提出するものとする（電話や口頭による意見や質問の提出は不可)。

(1) 提出先

寒川町　環境経済部　環境課　広域リサイクルセンター

住　　所：〒253-0106 神奈川県高座郡寒川町宮山 2524

電　　話：0467-74-5619

ＦＡＸ：0467-74-5568

Ｅ-mail：recycle@town.samukawa.kanagawa.jp

(2) 提出期限

平成 25 年 8 月 14 日（水）17 時まで

７.２． 実施方針に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は、平成 25 年 8 月 28 日（水）を目途に町のホームページにおいて公表する予定である。この場合、提出のあった意見・質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、必ずしも意見・質問のすべてについて回答するとは限らない。

７.３． 実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、実施方針の内容を見直して変更することがある。

添付資料(1)

協定書の主な内容

町と施工企業等は、運営維持管理業務に係る協力事項及び条件等に関し、以下のとおり合意する。

⑴　町は、応募者に対して、町が現在所有する書類のうち、以下の各種資料を提供する。

①　竣工図

②　取扱説明書

③　業務委託仕様書

④　運転データ

⑤　定期検査報告書

⑥　廃棄物処理施設中長期整備計画

⑦　過去の修繕費データ

⑵　町は、公募前及び公募期間中に、応募者に対して本施設の見学の機会を設ける。

⑶　町は、事業準備期間において、町が契約した運営事業者を本施設に立ち入らせ、事業準備に必要な範囲内で、以下を実施する。

ア　本施設の運営維持管理業務の見学

イ　町が所有する書類の閲覧

ウ　本施設の現状確認

エ　本施設の運営維持管理業務に関する質問

⑷　施工企業等は、運営事業者が特定調達品の供給等を求めた場合には、合理的な理由なしにこれを拒否せず、標準的な費用及び納期などの条件について誠実に対応する。

⑸　前項の場合、施工企業等と運営事業者との間における特定調達品の供給等の実施条件は、原則として施工企業等と町との間における同種の取引実績に基づいて定めるものとする。

添付資料(2)

事業に係るリスク分担

○：リスクを負担する

△：リスクを一部負担する

リスク項目		概要	分担	
			寒川町	運営事業者
制度関連	制度･法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
	税制変更	運営事業者の利益に課せられる税制度の変更（例：法人税率等の変更）		○
		上記以外の税制度の変更、新税の創設に伴うリスク（消費税の増税等を含む）	○	
	政治・行政	政策方針の変更による操業停止リスク	○	
	許認可取得	運営事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
社会環境	住民対応	運営事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
		住民対応に伴う操業停止に係るリスク	○	
	第三者賠償	運営事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		○
	環境保全	運営事業者の業務に起因する騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準及び計画値不適合に関するリスク		○
物価変動		インフレ／デフレ（物価変動）に係るリスク（一定の範囲内）		○
		インフレ／デフレ（物価変動）に係るリスク（一定の範囲を超えた部分）	○	
資金調達		運営事業者が本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク		○
不可抗力		天災等の不可抗力によるリスク	○	△
債務不履行		運営事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○
		町の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○	

事業に係るリスク分担

リスク項目		概要	分担	
			寒川町	運営事業者
運営	資源物の量・質	本施設で処理する一般廃棄物である資源物の量・質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のリスク	○	
	募集要項と実態の乖離	募集要項から合理的に推定される内容と施設の実態が乖離していたことによるコスト増大リスク	○	
	性能未達	施設が要求水準を満たしておらず、修繕が必要となった場合のリスク		○
	施設瑕疵	事業期間中における施設瑕疵に係るリスク	○	
	運転停止	設備機器の運転・維持管理の性能未達による運転停止リスク		○
		資源物に処理不適物が混入していた場合の運転停止リスク（運営事業者の善良なる管理者の注意義務違反の場合）		○
		資源物に処理不適物が混入していた場合の運転停止リスク（運営事業者の善良なる管理者の注意義務を持っても排除できない場合）	○	
		その他運営維持管理業務の不備による運転停止リスク		○
	資源化物に関するリスク	資源化物の売却、有効利用に係るリスク	○	
		資源化物の品質基準の遵守に係るリスク		○
	施設破損	事故・火災等による修復等に係るリスク		○